

【研究ノート】

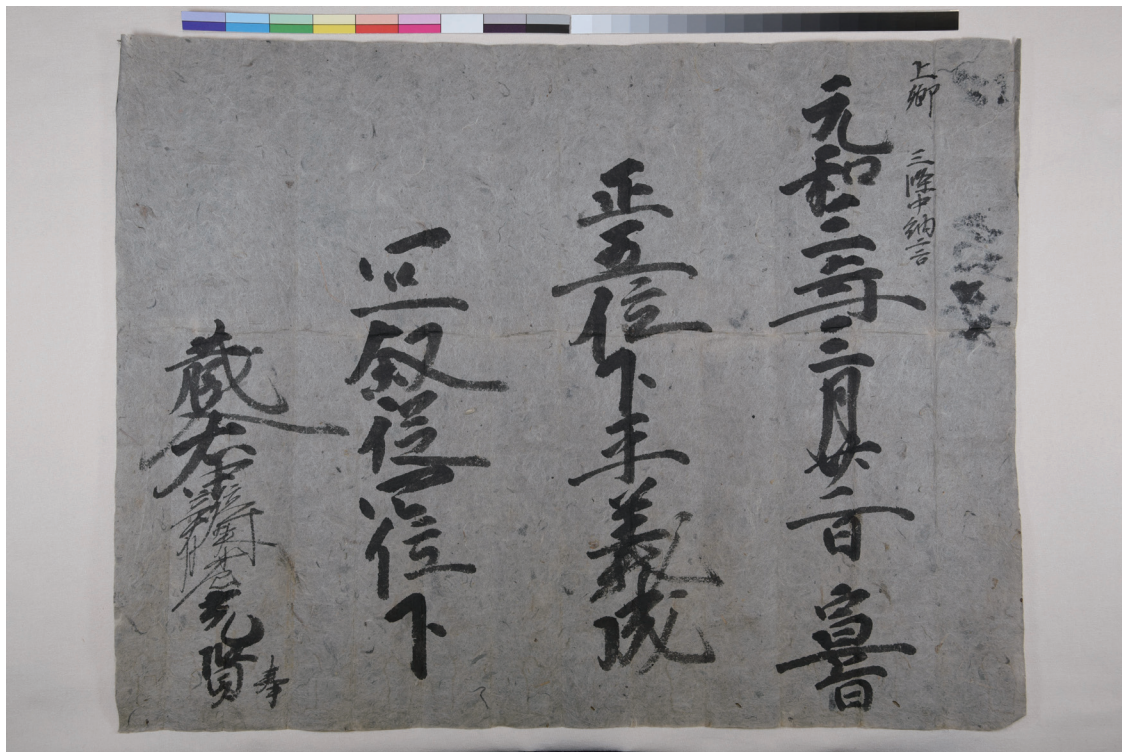
宗義成・宗義質口宣案の伝来

古川 祐貴

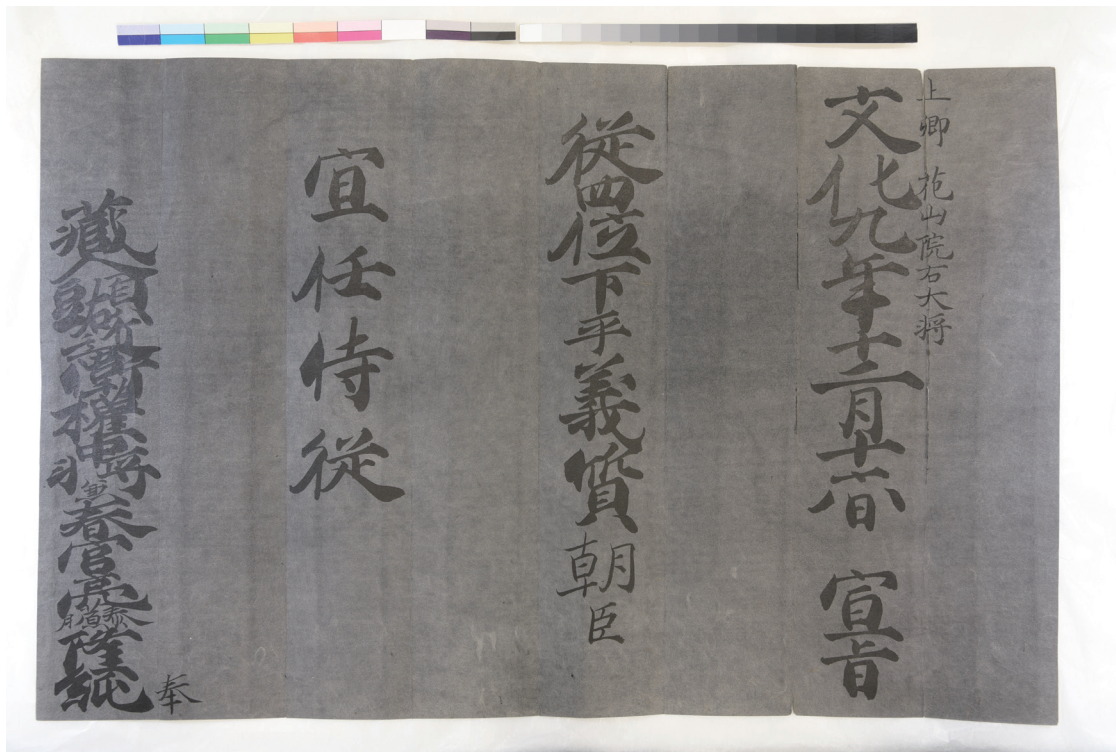
一、対馬宗家文書内の口宣案

筆者は以前、「宗義成・宗義質口宣案について」（『長崎県対馬歴史研究センター所報』創刊号、二〇二二年）の中で、宗義成（二代藩主）口宣案（従四位下、【図表①】）と宗義質（二代藩主）口宣案（侍従、【図表②】）の内容・受領・伝来の経緯について明らかにした。同口宣案は、専門家の評価を経て原物であることが確認され、令和二年（二〇二〇）度に長崎県対馬歴史研究センターが古書店から購入したものである。

対馬藩主の口宣案は、すでに現存が認められている四八点の全てが九州国立博物館に保管されている。しかしこれら四八点が、対馬宗家が近世期（北江戸時代）に受領した口宣案の全てではない。それは【図表③】を見ても明らかであろう。特に宗義智（初代藩主）、宗義成（二代藩主）、宗義質（二代藩主）の口宣案が一点も見付かっていないことが分かる。そのような意味で今回の購入は大変に意義あるものであろう。これで対馬宗家文書内に残る口宣案は全部で五〇点となった。



【図表①】宗義成口宣案（従四位下）
長崎県対馬歴史研究センター提供



【図表②】宗義質口宣案（侍従）

長崎県対馬歴史研究センター提供

1	宗義智					0
2	宗義成					0
3	宗義真	従四位下 (明暦元年6月21日、P13406)	侍従 (明暦3年12月27日、P13413)	対馬守 (明暦3年12月27日、P13414)	従五位下 (承応3年12月28日、P13405)	播磨守 (明暦元年6月21日、P13407)
4	宗義龍(義倫)	従四位下 (貞享元年12月15日、P13419)	侍従 (元禄5年12月18日、P13423)		従五位下 (天和3年12月4日、P13417)	右京大夫 (天和3念12月4日、P13418)
5	宗義方	従四位下 (元禄9年12月22日、P13440)	侍従 (元禄9年12月22日、P13441)	対馬守 (元禄8年12月28日、P13437)	従五位下 (元禄8年12月28日、P13436)	
6	宗方誠(義誠)	従四位下 (享保3年12月1日、P13463)	侍従 (享保3年12月1日、P13464)	対馬守 (享保3年12月1日、P13323)	従五位下 (享保3年12月1日、P13322)	
7	宗方熙	従四位下 (享保16年4月29日、P13459)	侍従 (享保16年4月29日、P13460)	対馬守 (享保16年4月29日、P13456)	従五位下 (享保16年4月29日、P13455)	
8	宗義如		侍従 (享保7年12月16日、P13317)			1
9	宗義蕃	従四位下 (宝暦2年4月26日、P13328)	侍従 (宝暦2年4月26日、P13333)	対馬守 (宝暦2年4月26日、P13329)	従五位下 (宝暦2年4月26日、P13334)	4
10	宗義暢	従四位下 (宝暦12年5月21日、P13451)	侍従 (宝暦12年5月21日、P13450)	対馬守 (宝暦12年5月21日、P13446)	従五位下 (宝暦12年5月21日、P13445)	4
11	宗義功	従四位下 (寛政2年11月27日、P13468)	侍従 (寛政2年11月27日、P13470)	対馬守 (寛政2年11月27日、P13339)	従五位下 (寛政2年11月27日、P13338)	4
12	宗義質					0
13	宗義章	従四位下 (天保3年12月16日、P13347)	侍従 (天保10年2月29日、P13354)		従五位下 (天保3年12月16日、P13349)	右京大夫 (天保3年12月16日、P13348)
14	宗義和	従四位下 (天保13年10月26日、P13312)	侍従 (天保13年10月26日、P13313)	対馬守 (天保13年10月26日、P13308)	従五位下 (天保13年10月26日、P13307)	4
15	宗義達	従四位下 (文久3年3月8日、P13318) 従四位下 (文久3年3月8日、P13473)	侍従 (文久3年3月8日、P13426) 侍従 (文久3年3月8日、P13474)	対馬守 (文久3年3月8日、P13480)	従五位下 (文久3年3月8日、P13479)	6
計						48

【図表③】対馬藩主口宣案一覧

Pを含めたアラビア数字は九州国立博物館の収蔵品番号、網掛けは口宣案が見つからない、あるいは存在しないことを表す。

ところで筆者は前稿において、二点の口宣案の伝来を宗家文書の島外流出事件（一九九三年）に際して対馬から流出したものと見做し、さらに文化庁による買い取りからも漏れたものであると推測した¹。現存が確認される全ての口宣案が九州国立博物館に保管されていることや、島外流出事件の「決着」としてなされた文化庁による買い取りが流出分の全てではなかったことなどから総合的に判断した結果である²。しかしその後、二点の口宣案は別の史料から島外流出事件とは無関係であることが明らかとなった。二点の口宣案はいったいどこから伝来したものであったのであろうか。本稿ではその経緯について、前稿の訂正もかねて追究してみたい。

二、朝鮮史編修会による宗家文書の購入

二点の口宣案が島外流出事件とは無関係であると判断した理由として、朝鮮総督府朝鮮史編修会関係資料（大韓民国国史編纂委員会所蔵）の中にその名が見えることを挙げることができる。結論を先取りして言えば、同口宣案は元々朝鮮半島にあったのだ。その経緯について簡単に説明しておこう。

朝鮮総督府は三・一独立運動（一九一九年）を受けて、「学術性」「専

門性」をむき出しにした権威的な『朝鮮史』（歴史書）の編纂を指向した。大正十一年（一九二二）一月四日に総督府訓令によって朝鮮史編纂委員会を立ち上げると、同一四年（一九二五）六月六日には官制の公布を受けて朝鮮史編修会へと改組する。『朝鮮史』自体は昭和十三年（一九三八）までに全三五巻が刊行されたが、その過程で最も重視されたのが史料採訪であった。

史料採訪は「学術性」「専門性」を担保するため、現地（朝鮮半島・日本内地・中国）に赴き、史料を蒐集するものである³。大正十二年（一九二三）には対馬で実施され、栢原昌三（朝鮮史編纂委員）が根緒屋敷跡に保管される「宗家文庫」を「発見」した⁴。あまりの膨大さに後日、本格的な調査を期することとなったが、栢原の死（一九二四年）によって沙汰止みとなってしまう。朝鮮史編纂委員会は栢原調査に基づき、対馬から「宗家文庫」数点の借用を行うも埒が明かなかった。一方で当時宗家当主であった宗重望は、大木遠吉（貴族院伯爵議員）らと「礦山事業」に手を出し、失敗、「巨財をなくして」いた⁵。こうした中で重望は死去し、若年の宗武志が当主となるのである（一九二三年）。宗家の後見をしていた大木は、「宗家の」家計維持の一助とすべく、「宗家文庫」の一部売却を黒板勝美（東京帝国大学教授、朝鮮史編修会顧問）に持ちかける。黒板も『朝鮮史』の編纂に資すると

判断して購入を決意。大正一五年（一九二六）に「金貳萬五円六拾錢」で購入した。⁸ 同年五月に養玉院（対馬宗家東京菩提寺）保管分が、七月には対馬（根緒屋敷跡）保管分がそれぞれ搬出され、朝鮮史編修会のある京城（ソウル）へと送付されたのである。

編修会は整理の過程で「朝鮮との関係のない」史料を見出し、二度ほど対馬への返却を行っている（一九二七・二九年）。しかし、養玉院から搬出されたもののうち、豊臣秀吉書状や徳川家康書状といった家宝的位置付けにあった史料⁹については、返却の督促があっても返却しなかった。直接的に朝鮮と関わるものではなかったが、編修会としては「是非共当方へ留メ置キタキ」と考えていたようだからである。その一覧を【図表④】に示しておこう。督促は確認できるだけでも四度行われたが、どういうわけか編修会は終戦に至っても返却しなかったようである。¹⁰

三、朝鮮半島にあった宗義成・宗義質口宣案

家宝的位置付けにあった史料⁹も含めて、編修会が蒐集した資料は、同会の廃止（一九四六年）に伴って申爽鎬（元編修会修史官）に引き継がれる。彼はソウルに国史館を立ち上げ、資料の保存を図るとともに、国史編纂委員会の設立（一九四九年）後はそこに資料を移し、事

務局長となった。国史編纂委員会に宗家文書が伝来するのはまさにこのような事情からであり、韓国（朝鮮）側の関与を無視することはいきない。

ところで、先に示した【図表④】を子細に眺めると、No.22「宗義質従五位下対馬守位記宣旨竝口宣案 四通」、No.23「宗義質従四位下侍従位記宣旨竝口宣案 四通」、No.24「宗義質左近衛権少将宣旨竝口宣案 式通」、No.25「宗義成豊官宣旨竝口宣案 四通」¹¹とあることに気が付く。これらの内訳を示せば【図表⑤】の通りであり、まさに長崎県対馬歴史研究センターが購入した二点の口宣案が含まれていたことが分かる。位記や宣旨といった、いわゆる他の叙任文書とも一緒であった。これはいったいどういうことなのであろうか。

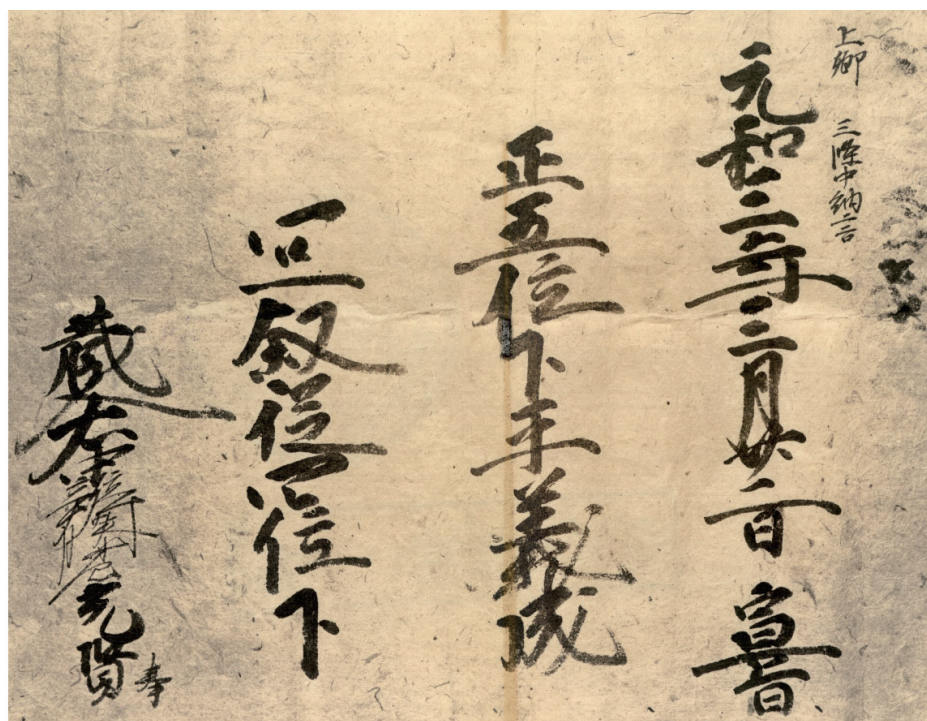
恐らくこれらの叙任文書は、元を辿れば養玉院に保管されていたと考えられる。その理由は対馬にあったとすれば、今頃は九州国立博物館に保管されていたであろうからである。どのような理由か不明だが、京城（ソウル）へ搬出される以前の段階において、これらの叙任文書は本体の叙任文書群から離れ、養玉院で保管されていたのであろう。¹²そしてその中で「家宝的位置付けにあった史料」としてグループピングされ、渡鮮、返却の督促対象になったと考えられる。ここに含まれる口宣案二点が、長崎県対馬歴史研究センターが購入したものと同じで

No.	名称	員数	No.	名称	数量
1	朝鮮陣中豊臣秀吉朱印状竝五奉行奉書	壹卷	42	宗氏始祖実録	四冊
2	朝鮮陣関係豊臣秀吉朱印状其他	壹卷	43	領知目録（安政二年三月五日附）	壹通
3	朝鮮陣中豊臣秀吉朱印状其他	壹卷	44	対馬国／肥前国府中領郷村帳	参冊
4	朝鮮陣中豊臣秀吉朱印状	壹卷	45	郷村寄目録（享保元年十一月十五日附）	貳通
5	豊臣秀吉書状（六月十六日附）	壹通	46	郷村帳	貳冊
6	豊臣秀吉朱印状（七月二日附）	壹通	47	肥前国／筑前国之内郷村帳	貳冊
7	豊臣秀吉朱印状（天正十五年五月五日附）	壹通	48	豊前宇佐郡郷村帳	壹冊
8	豊臣秀吉判物（天正十五年六月十五日附）	壹通	49	御判物写	八通
9	朝鮮陣中豊臣秀吉朱印状（七月二日附）	壹通	50	領地目録	七通
10	五奉行奉書（慶長四年正月二十五日附）	壹通	51	対馬二郡物成帳	壹冊
11	豊臣秀吉領地朱印状（文禄四年四月二十六日附）	壹通	52	元禄五年分限帳	壹冊
12	豊臣秀吉朱印状（文禄四年四月廿六日附知行目録）	壹通	53	武家官禄帳	壹冊
13	徳川家康御内書（二月二十八日附）	壹通	54	刀劔折紙	壹箱
14	徳川家康御内書（閏三月二十八日附）	壹通	55	紫野威徳院古文書	壹卷
15	徳川家康御内書（十二月三十日附）	壹通	56	文久三年海防飭励ノ達書	貳通
16	徳川家康御内書（十月二十七日附）	壹通	57	宗盛国肖像贊	壹卷
17	徳川家光御内書（十二月二十三日附）	壹通	58	陽伯宗取筆閑齋記	壹幅
18	徳川家光御内書（十二月十八日附）	壹通	59	山崎氏筆和歌	壹卷
19	徳川家光御内書（十二月二十六日附）	壹通	60	義経公軍鑑百首	壹卷
20	徳川家康御内書	壹卷	61	兵法之書	壹卷
21	交趾国渡航免状（慶長十六年九月二十五日附）	壹幅	62	東軍流和歌	壹卷
22	宗義質従五位下対馬守位記宣旨竝口宣案	四通	63	問答覚書	壹冊
23	宗義質従四位下侍従位記宣旨竝口宣案	四通	64	古文書 秘籍	壹冊
24	宗義質左近衛権少将宣旨竝口宣案	貳通	65	片烟遺灰	壹冊
25	宗義成疊官宣旨竝口宣案	四通	66	反古さらへ	壹冊
26	宗義成飛鳥井雅胤蹴鞠免状	五通	67	藤家覚書	壹冊
27	宗義蕃八幡宮願文（宝暦五年三月吉祥日附）	壹卷	68	蒙古襲来詞書	貳卷
28	宗義倫筆天元間集	壹冊四卷	69	南京唐阿蘭陀ヲロシヤ船之図	壹卷
29	宗義成筆歌集類	拾冊	70	「対馬州太守之章」印	壹個
30	宗義成・宗義真・法性院筆短冊	壹幅	71	「崇信庁」印	壹個
31	啓祐院筆蹟	壹幅	72	「対馬州太守之章」・「平義如」印	壹個
32	慈芳院詠草	参冊	73	「対馬州太官之章」印	壹個
33	宗義真筆蹟	壹通	74	「対馬州奉行章」・「対馬州奉行」・「政事堂」・「崇信庁」印	壹個
34	宗義真筆短冊	参枚	75	「義政」印	壹個
35	養心院書状	壹卷	76	宗義和判形	壹箱
36	宗家之系図	壹卷	77	御預印	壹個
37	宗家系図	参卷	78	印判類	壹箱
38	宗氏家譜（附同系図・同遺事・同家譜序）	六冊	79	印判類	壹箱
39	宗氏家譜	参冊	80	印判類	壹個
40	宗氏系図	壹冊	81	船印雛形	壹個
41	宗家別系図	壹冊	82	宗義和六十一歳賀盃	壹個

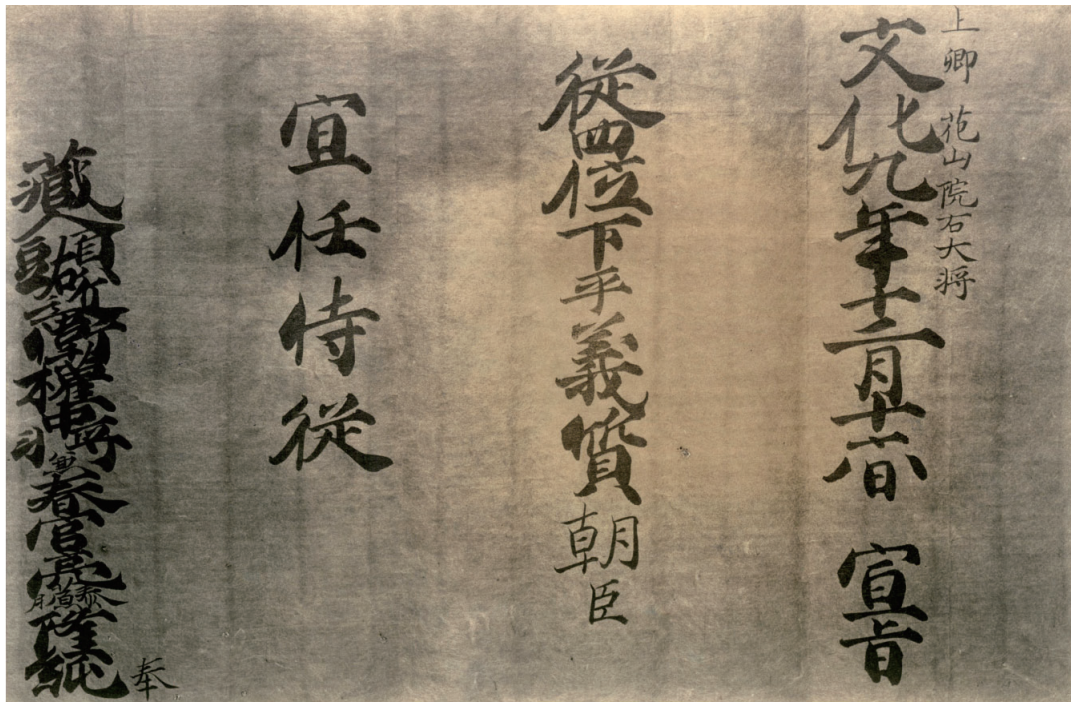
【図表④】“家宝的位置付けにあった史料、一覧

宗義成	四通	口宣案（従五位下）	元和3年3月17日	？
		口宣案（侍従）	元和3年3月17日	？
		宣旨	元和3年3月17日	？
		口宣案（従四位下）	元和3年3月22日	長崎県対馬歴史研究センター所蔵
宗義質	四通	口宣案（従五位下）	文化9年12月16日	？
		位記	文化9年12月16日	大韓民国国史編纂委員会所蔵
		口宣案（対馬守）	文化9年12月16日	？
		宣旨	文化9年12月16日	？
宗義質	四通	口宣案（従四位下）	文化9年12月16日	？
		位記	文化9年12月16日	大韓民国国史編纂委員会所蔵
		口宣案（侍従）	文化9年12月16日	長崎県対馬歴史研究センター所蔵
		宣旨	文化9年12月16日	？
宗義質	式通	口宣案（左近衛権少将）	天保8年12月16日	？
		宣旨	天保8年12月16日	？

【図表⑤】宗義成・宗義質口宣案・位記・宣旨一覧



【図表⑥】朝鮮史編修会が撮影した宗義成口宣案（従四位下）のガラス乾板写真
大韓民国国史編纂委員会所蔵 GF0446[04-33-14]（国史編纂委員会電子図書館より）



【図表⑦】朝鮮史編修会が撮影した宗義質口宣案（侍従）のガラス乾板写真
大韓民国国史編纂委員会所蔵 GF0439[04-33-07]（国史編纂委員会電子図書館より）

あるということ、編修会が撮影したガラス乾板写真【図表⑥】【図表⑦】と見比べても明らかであろう。

問題は朝鮮半島にあったはずの口宣案二点が何故日本に渡ってきたのか、ということである。残念ながらその理由は分からないし、販売元の古書店に尋ねても経緯を承知していなかった。考えられるとすれば、戦後何らかの理由で朝鮮半島から流出したということであろう。実際「家宝的位置付けにあった史料」のいくつかが日本に渡ってきており、日本の博物館施設に保管されている。¹³ 卷子装であった豊臣秀吉書状や徳川家康書状がそれであり、一通一通に裁断され、掛幅装として伝来しているのである。流出時期や経緯は口宣案二点とは同じではないと考えられるが、何らかの理由によって流出したという事実は同じであろう。ちなみに宗義質位記(従五位下)、宗義質位記(従四位下)は国史編纂委員会での所蔵を確認することができる。¹⁴ しかし、それ以外の口宣案・位記・宣旨一〇点については行方が分かっていない【図表⑤】中の「？」。

1 宗家文書の島外流出事件については、古川祐貴「対馬宗家文書の近現代―「宗家文庫」の伝来過程から―」（九州史学会・公益財団法人史学会編『過去を伝える、今を遺す―歴史資料、文化遺産、情報資源は誰のものか―』（山川出版社、二〇一五年）で扱ったことがある。

- 2 現在においても流出分の全貌は明らかでない。そのため、当時の文化庁が流出分の全てを買い取れなかったのは当然と言えは当然である。
- 3 蒐集とは言え、必ずしも原物を取得するというわけではなかった。借り出して写真撮影をしたり、筆写して複本を作ったりすることに重きが置かれていたようである。そのような意味で、決して史料強奪ではなかった点に注意を要する。
- 4 藩政時代において棧原屋形さしきばやかたに保管されていた「宗家文庫」は、棧原屋形（一八八六年）↓根緒屋敷跡（一八八六年〜昭和初期）↓萬松院境内倉庫（昭和初期〜一九七七年）↓長崎県立対馬歴史民俗資料館（一九七七〜二〇二〇年）↓長崎県対馬歴史研究センター（二〇二〇年〜現在）と四度移転した。「宗家文庫」とは、現存する対馬宗家文書の大半を占める資料群のことであり、対馬藩庁（府中）由来という特色を持つものである（詳細は、田代和生「対馬宗氏と宗家文書」〔『重要文化財新指定記念 日朝交流の軌跡―対馬宗家文書8万点の調査を終えて―』（九州国立博物館・長崎県立対馬歴史民俗資料館、二〇一二年）八〜九頁を参照のこと）。また「根緒屋敷跡」の「根緒屋敷」とは、宗家親戚筋の根緒家に係る屋敷のことであろう。
- 5 栢原が行った調査については、古川祐貴「朝鮮史編纂委員・栢原昌三の「宗家文庫」調査」〔『アジア遊学』一七七、二〇一四年〕で詳しく論じたことがある。
- 6 「対馬の最高級人物 宗武志」〔『対馬評論』一九四九年五月一七日付〕。
- 7 黒田省三「在韓対馬史料について」〔『古文書研究』六、一九七三年〕六六頁。
- 8 「対馬島宗家文書購入関係資料綴」（大韓民国国史編纂委員会所蔵 KO0000021628）。
- 9 売却は対馬（根緒屋敷跡）保管「宗家文庫」の一部だけでなく、東京（養

玉院）保管分の一部にまで及んだ。

- 10 以上は、【図表④】も含めて、古川祐貴「大韓民国国史編纂委員会所蔵「対馬島宗家文書」の形成」〔『日本史研究』七一、二〇二一年〕による。
 - 11 古川前掲「大韓民国国史編纂委員会所蔵「対馬島宗家文書」の形成」では、No.25「宗義成豊官宣旨竝口宣案 四通」とすべきところを、No.25「宗義成豊官宣旨竝口宣案 四通」と誤記していた。記してここに訂正しておきたい。
 - 12 何らかの理由で本体の叙任文書群から抜き出されていたからこそ宗義成・宗義質の叙任文書は、九州国立博物館が有する叙任文書群に含まれなかったということである。
 - 13 詳細は、荒木和憲「中世対馬史研究の現在と未来」〔『文化交流展 特別展示対馬』（九州国立博物館、二〇一七年）九三頁を参照のこと〕。
 - 14 前者が「平朝臣義質 右可従五位下」として、後者が「従五位下平朝臣 義質 右可従四位下」として所蔵が確認される。ともに国史編纂委員会電子図書館でデジタル画像の閲覧が可能である。
- 〔付記〕 本稿は、JSPS 科研費 JP18K12503^{*} JP19H00537^{*} JP20K00975 による成果の一部である。

（ふるかわ・ゆうき 弘前大学人文社会科学部）